港湾整備事業及び海岸事業の計画段階評価実施要領細目

第1 目的

港湾整備事業及び海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき、 港湾整備事業及び海岸事業の計画段階評価を実施するための運用を定め、もって適正に計画段階評価を実施する。

第2 計画段階評価の対象とする事業の範囲

港湾整備事業及び海岸事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る 事業等を除く直轄事業等を対象とする。

第3 評価の実施単位及び実施時期

1 評価の実施単位

評価の実施単位は、特定の機能を発揮するために必要な一連の施設群をまとめたプロジェクト単位を基本として、適切に設定する。

2 評価の実施時期

港湾整備事業及び海岸事業においては、新規事業採択時評価の着手前までに 実施する。ただし、災害や事故の発生、兆候またはおそれにより緊急の実施を 要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施す ることができるものとする。

第4 計画段階評価の実施手法

計画段階評価を行う際の評価の視点については、以下を基本とし、各プロジェクトの特性に応じて適宜設定する。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

第5 施行期日

本細目は、平成25年12月1日から施行する。